

川崎市立学校教育実習実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「市立学校」という。）において実施する教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づく教育職員免許状取得のための教育実習、養護実習及び栄養教育実習（以下「教育実習」という。）の受入れに必要な事項を定め、市立学校における教育実習の円滑な運営を確保することを目的とする。

(教育実習の体制)

第2条 教育長及び教育実習を行う市立学校（以下「実習校」という。）は、大学、短期大学及び教員養成機関（以下「大学等」という。）と連携し、教育実習を希望する学生に対して、通常の学校教育活動に支障のない範囲で教育実習の実施に協力する。

(庶務)

第3条 教育実習に関する庶務は、教育委員会事務局職員部教職員人事課（以下「教職員人事課」という。）が行う。ただし、特別支援学校の教育実習に関する庶務は、教育委員会事務局学校教育部支援教育課と共同して行う。

(必要な手続)

第4条 小学校又は中学校において教育実習を実施しようとする大学等は、教育実習申請書（第1号様式）を教職員人事課に提出するほか、教職員人事課が別に定める「教育実習の手引」に従い手続を行うこととする。

2 高等学校において教育実習を実施しようとする大学等は、各高等学校が定める規約に従い手続を行うこととする。

3 特別支援学校において教育実習を実施しようとする大学等は、「神奈川県特別支援学校教育実習受入取扱に関する事項」に従い手続を行うこととする。

(教育実習生の要件)

第5条 市立学校で教育実習を受ける学生（以下「教育実習生」という。）は、前条第1項の規定に基づき教育実習申請書（第1号様式）を教職員人事課に提出した大学等に在籍する学生のうち、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 教育職員免許状の取得見込みであり、教職に就く意思のある者
- (2) 市立学校で教育実習を希望し、教育実習に関する誓約書（第2号様式）を実習校の校長に提出した者
- (3) 伝染のおそれのある疾病を有さない者

(4) 市立学校の正常な教育活動を妨げるおそれのない者

(大学等の役割)

第6条 大学等は、教育実習の開始前に学生に対し必要な指導を行うこととする。

2 大学等は、教育実習の開始後、教育実習生の教育実習に臨む姿勢や資質・能力に問題が生じた場合には、速やかに個別の指導を行うこととする。

(市立学校の役割)

第7条 市立学校の校長は、通常の学校教育活動に支障のない範囲で、教育実習生の受入に努めるものとする。

2 市立学校の校長は、次の各号を所管する。

- (1) 教育実習生の受入人数及び教科等の決定
- (2) 教育実習生に対する面接及び受入れの諾否
- (3) 教育実習生の活動の評価

(受入校の調整)

第8条 教職員人事課は、第4条の手続において教育実習生を受け入れる市立学校等に偏差が生じたときは、調整することができる。

(実習校の確定)

第9条 教育実習生を受け入れる予定の市立学校の校長は、大学等から依頼された学生との面接を行い、教育実習生としての適性についての確認を行うこととする。

2 前項の確認により実習校として確定する。

(教育実習生との誓約書の取り交わし)

第10条 校長は、教育実習の受入れを行う前に、教育実習に関する誓約書(第2号様式)を教育実習生と取り交わすこととする。

(教育実習校での教育実習の活動中止)

第11条 教育実習生が前条の教育実習に関する誓約書(第2号様式)の内容を遵守しなかった場合、校長は当該校での教育実習の活動を中止させることができる。

(教育実習の辞退等の届出)

第12条 大学等は、実習校決定後、やむを得ない事情により教育実習ができない事由が生じ、教育実習の辞退又は期間の変更をしようとするときは、教育実習辞退届(第3号様式)又は教育実習期間変更届(第4号様式)を事由が判明次第、速やかに教職員人事

課に提出しなければならない。

(事故等発生 の責任)

第13条 実習校における教育実習期間中において、教育実習生が学校又は第三者に与えた損害等については、その原因が実習校又は教育委員会に起因することが明らかな場合を除いて、実習校及び教育委員会はその責任を負わない。

(経費等)

第14条 実習校の関係者は、教育実習の受入れに伴い大学等又は教育実習生から謝礼金等を受領しない。ただし、給食費及び実習生の個人保有となる教材費など教育実習生個人に帰属する費用については、教育実習生の負担とする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、教育実習の受入れについて必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年2月9日から施行する。

教育実習校校長 様

教育実習に関する誓約書

私は、川崎市立学校において教育実習（又は養護実習、栄養教育実習）を行うに当たり、実習に専念するとともに、次の事項を遵守することをここに誓約します。

- 1 教職員が遵守すべき「地方公務員法」及び「川崎市教育委員会職員服務規程」に則ります。
- 2 貴教育委員会及び貴校の方針、指導に従います。
- 3 在籍大学等にて傷害保険及び賠償責任保険等に加入しています。
- 4 自身の故意や過失による事故及び損害が生じた場合は、自らの責任において対応します。
- 5 川崎市及び実習校の信用を傷つけることや、教職員・児童生徒等を中傷するような行為や言動、児童生徒に対する不適切な言動及び体罰等のハラスメントは行いません。
- 6 業務上知り得た内部情報や個人情報、実習中及び実習後も一切外部に漏らしません。
- 7 実習中及び実習前後において、児童生徒や保護者と個人的に接触したり、電話番号やメールアドレス等を交換したり、SNS等を利用して繋がったりすることはしません。
- 8 パソコンやスマートフォン等のデジタルデバイスの使用に関しては、貴校のルールに従います。
- 9 実習校の許可なく録音や撮影をしません。また、WebやSNS等へ実習に関わる情報（実習校に関する情報及び個人情報）を発信しません。
- 10 服装・態度・言動に注意し、教員・社会人としての品位を失わないようにします。
- 11 実習時間中は、学校の敷地内外を問わず喫煙をしません。

以上を遵守し、実習中は、実習の活動を最優先し、学校の教育活動に関わるという自覚を持って活動します。また、私は、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者ではないことを、本誓約書をもって誓約いたします。

誓約に反した際は、教育実習の活動が中止となる場合があることを承知しています。

令和 年 月 日

在籍学校名 _____

学部・学科名 _____

学生番号 _____

住 所 _____

氏名（自署） _____

(第3号様式)

令和 年 月 日

川崎市教育委員会事務局職員部教職員人事課長 様

〇〇大学(等)(職名)長

教育実習辞退届

次の理由により予定の実習期間内に教育実習を行うことが困難になりましたので、都合により辞退いたします。

1 教育実習生氏名・学生番号

氏名 _____ 学生番号 _____

2 学部・学科

_____ 学部 _____ 科

3 教育実習校・実習期間

実習校名 _____ 学校 _____

実習期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

4 辞退する理由

令和 年 月 日

部署名

担当氏名

(第4号様式)

令和 年 月 日

川崎市教育委員会事務局職員部教職員人事課長 様

〇〇大学(等)(職名)長

教育実習期間変更届

次の理由により予定の実習期間内に教育実習を行うことが困難になりましたので、
期間変更の届出をします。

1 教育実習生 氏名・学生番号

氏名 _____ 学生番号 _____

2 学部・学科

_____ 学部 _____ 科 _____

3 変更する理由(具体的に)

4 教育実習校・実習期間(変更前・変更後)

実習校名 _____ 学校 _____

変更前

実習期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 _____

変更後

実習期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 _____

令和 年 月 日

部署名

担当氏名